

令和 2 年度

監査等年間計画

豊川市監査委員事務局

令和2年度 監査等年間計画

1 趣旨

この計画は、豊川市監査事務処理規程（平成10年監査委員告示第3号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、規程第2条各号に掲げる監査等（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 監査等年間計画

令和2年度の監査等年間計画は、別紙1のとおりとする。

3 監査等の内容及び主眼

(1) 定例監査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。

(2) 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。

(3) 例月出納検査

法第235条の2第1項の規定に基づき、会計管理者及び企業管理者等の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に実施する。

(4) 決算審査等

ア 決算審査

法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づき、豊川市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。

イ 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実

質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率) 及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかどうかを主眼に実施する。

ウ 基金審査

法第241条第5項の規定に基づき、豊川市の基金について、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する。

- (5) その他の監査等(行政監査・随時監査等)
監査委員が必要あると認めるとき、適宜、協議し実施する。

令和2年度 監査等年間実施予定表

区分 月	定 例 監 査	財政援助団体等監査 【所 管 部 署】	決 算 審 査 等	例月出 納検査
4月				
5月				11日 25日
6月			*病院事業会計 *水道事業会計 *下水道事業会計	25日
7月			*一般特別会計 *基金運用状況 *健全化比率等	27日
8月	*教育委員会 【小学校】 豊川・東部小学校 【中学校】 西部中学校	*豊川市施設管理協会 〔財・指〕 【公園緑地課】		25日
9月		*㈱日本メカトロニクス 〔指〕 【都市計画課】		25日
10月	*企画部 人事課・防災対策課 *総務部 契約検査課・財産管理課 *子ども健康部 【保育所】 大和・金沢保育園			26日
11月	*教育委員会 生涯学習課・スポーツ課 *市民部 市民課・一宮始め4支所			25日
12月	*建設部 道路建設課 *都市整備部 区画整理課			25日
3年 1月	*福祉部 介護高齢課 *子ども健康部 子育て支援課 *上下水道部 下水管理課・下水整備課 *産業環境部 環境課			25日
2月	*市民病院 庶務課・医事課・経営企画室 キャリア支援センター 医療安全管理センター 患者サポートセンター *議会事務局 議事課			25日
3月				25日

※ 財：財政援助団体 資：出資団体 指：公の施設の指定管理者